

# 兵庫県建築物安全安心推進協議会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は「兵庫県建築物安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、県、特定行政庁の市及び関係団体が協力して、兵庫県建築物安全安心実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、各種の施策を総合的に推進することにより、建築物の安全性を適確に確保すること及び建築物の質の向上を図っていくことを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 実施計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 実施計画に係る情報交換に関する事。
- (3) 実施計画に係る推進状況等の報告に関する事。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

## 第2章 会員

### (構成)

第4条 協議会の会員（以下「会員」という。）は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (入会)

第5条 協議会は、その目的の達成に必要があると認めるときは、会員の過半数の承認を得て、他の者を会員に加えることができる。

### (任期)

第6条 会員の任期は、協議会入会の日から、令和8年3月31日までとする。ただし、協議会が必要と認める場合は延長できるものとする。

### (退会)

第7条 会員は、退会届を提出した上で、会員の過半数の承認を得て、退会することができる。

## 第3章 役員等

### (役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- 会長 1名  
副会長 2名

### (選任等)

第9条 会長は、兵庫県まちづくり部次長とする。

- 2 副会長は、特定行政庁の市及び関係団体からそれぞれ1者を会員の互選により選出するものとし、選出された会員の長又はその会員の長が委任した者とする。
- 3 役員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

### (職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

## 第4章 会議

### (会議)

第11条 本会の会議は総会及び幹事会とする。

#### (総会)

第12条 協議会の総会は、原則として、年1回開催するものとする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会員を招集し、臨時の総会を開催できる。

#### (招集及び議事)

第13条 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 総会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、総会の議事の進行については、会長の指名する者に行わせることができる。

#### (書面等による会議の開催)

第14条 会長は、やむを得ない事由により会議を開くことが困難と認める場合においては、書面又は電磁的方法により会議を開催することができる。この場合における前条の規定については、委員の全員が出席したものとして取り扱うものとする。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員は、オンライン会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。)を利用して会議に出席することができる。

#### (議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 実施計画の策定及び変更
- (2) 会則の策定及び変更
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な重要事項の決定

#### (幹事会)

第16条 会長は、実施計画に関する具体的な施策の立案、その他協議会の運営等に関する必要があるときは、会員の中から関係する会員を幹事に指名して、幹事会を開催することができる。

- 2 会長は、幹事会を開催した場合、幹事会の議事等を総会において報告しなければならない。

3 会員は、実施計画に関する具体的な施策の立案、その他協議会の運営等に関する、関係する会員を指名して、会長に対して幹事会の開催を求めることができる。

- 4 第14条の規定は、第1項の幹事会の開催について準用する。

## 第5章 地域の取組

#### (行動計画)

第17条 実施計画の推進に当たり、各土木事務所まちづくり参事等が地域の特性に応じた施策の展開を図るために必要があると認めるとときは、所管する地域ごとに各地域建築物安全安心推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定することができる。

#### (地域協議会の設置)

第18条 各土木事務所まちづくり参事等が地域の特性に応じ建築物の安全性を適確に確保すること及び建築物の質の向上を図るために必要があると認めるとときは、各地域建築物安全安心推進協議会(以下「地域協議会」という。)を設立することができる。

- 2 地域協議会の運営に当たっては、地域協議会の会員(以下「地域協議会会員」という。)及び事業等を定めた会則を定める。

#### (協力体制)

第19条 地域協議会又は地域協議会会員は行動計画の推進に当たり必要があるときは、協議会又は会員に協力を要請することができる。

- 2 協議会又は会員は実施計画の推進に当たり必要があるときは、地域協議会又は地域協議会会員に協力を要請することができる。

## 第6章 事務局

#### (事務局)

第20条 協議会の事務局は、兵庫県まちづくり部建築指導課に置く。

#### 附 則(抄)

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

別表

## 兵庫県建築物安全安心推進協議会会員

区分	会員名
兵庫県	兵庫県危機管理部消防保安課
	兵庫県県民生活部生活安全課
	兵庫県保健医療部生活衛生課
	兵庫県土木部契約管理課
	兵庫県まちづくり部都市政策課
	兵庫県まちづくり部住宅政策課
	兵庫県まちづくり部建築指導課
	兵庫県警察本部生活安全部生活経済課
	県民局等まちづくり参事連絡協議会
特定行政庁の市	神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課
	尼崎市都市整備局都市計画部建築指導課
	姫路市都市局まちづくり部建築指導課
	西宮市都市局建築・開発指導部建築指導課
	伊丹市都市活力部都市整備室建築指導課
	明石市都市局住宅・建築室建築安全課
	加古川市都市計画部建築指導課
	宝塚市都市整備部都市整備室建築指導課
	川西市都市政策部建築指導課
	三田市まちの再生部都市政策室審査指導課
	芦屋市都市建設部建築指導課
	高砂市都市創造部都市住宅室建築住宅課
関係団体	公益社団法人兵庫県建築士会
	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会
	兵庫県建築設計監理協会
	公益社団法人日本建築家協会近畿支部兵庫地域会
	一般社団法人兵庫県建設業協会
	一般社団法人プレハブ建築協会関西支部
	一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会
	公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部
	一般社団法人日本エレベーター協会関西支部
	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
指定確認検査機関	株式会社兵庫確認検査機構
	株式会社ビューローベリタスジャパン
	株式会社ジェイネット
	株式会社西日本住宅評価センター
	日本E R I 株式会社
エネルギー供給事業者	関西電力送配電株式会社兵庫支社
	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー兵庫導管部
金融機関	独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店地域連携グループ